

峡南広域行政組合消防本部患者等搬送事業に対する指導及び認定に関する要綱

目次

- 第1章 総則（第1条・第2条）
 - 第2章 指導基準（第3条－第14条）
 - 第3章 講習及び適任者証（第15条－第21条）
 - 第4章 認定等（第22条－第38条）
 - 第5章 その他（第39条）
- 附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この要綱は、峡南広域行政組合消防本部が管轄する区域内に存する患者等の搬送事業者に対し、必要な指導を行うとともに一定の基準に適合する患者等の搬送事業者の認定を行うことにより、患者等の生命及び身体の安全を図ることを目的とする。

（用語の定義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

（1）患者等

車椅子若しくはストレッチャーを必要とする者又は寝たきりの者をいう。

（2）患者等搬送業務

患者等を搬送するために必要な特別の構造又は設備を備えた患者等搬送用自動車を使用し、患者等を搬送する業務をいう。

（3）患者等搬送事業者

患者等搬送業務を行う事業所の経営者又は管理責任者をいう。

（4）患者等搬送用自動車

患者等を搬送するため、ストレッチャー及び車椅子を確実に固定できる構造を有する自動車をいう。

（5）患者等搬送用自動車（車椅子専用）

患者等を搬送するため、車椅子のみを確実に固定できる構造を有する自動車をいう。

（6）乗務員

患者等搬送用自動車に乗務し、患者等搬送業務に従事する者をいう。

第2章 指導基準 (指導)

第3条 消防長は、管轄区域内の患者等搬送事業者に対し、本章に定める指導基準に基づき必要な指導を行うものとする。

(患者等搬送業務の基本原則及び制限)

第4条 患者等搬送業務の基本原則及び制限については、次に掲げるところによる。

- (1) 患者等搬送事業者は、患者等からの通報の適正処理及び患者等の搬送技能の向上に努めること。
- (2) 患者等搬送事業者は、事業の社会的責任を十分自覚し、関係法規を遵守すること。
- (3) 患者等搬送事業者は、生命に危険があり、又は症状が悪化すると認められ、緊急に医療機関その他の場所に搬送しなければならない患者等は、搬送の対象としないこと。
- (4) 患者等搬送事業所、患者等搬送用自動車（患者等搬送用自動車（車椅子専用）を含む。）、パンフレットその他これらに類するものに救急隊と同レベルの緊急の業務を行っていると町民に誤解を与えるような表示をしないこと。

(応急手当の実施)

第5条 患者等搬送事業者は、患者等の搬送業務を行うに当たって患者等の症状の悪化防止に万全の配慮をし、搬送途上において症状が悪化し緊急やむを得ないときは、必要最小限の応急手当を実施するものとする。

(消防機関との連携)

第6条 患者等搬送事業者は、次の各号のいずれかに該当したときは、患者等の所在する場所、状態、既往症及び掛かり付けの医療機関等を消防機関に通報し、救急自動車を要請しなければならない。

- (1) 患者等の搬送依頼時の依頼内容、聴取結果から緊急に医療機関へ搬送が必要である場合（この場合において、併せて乗務員を派遣すること。）
- (2) 患者等の搬送依頼のあった場所に到着した時点において、緊急に医療機関に搬送する必要がある場合
- (3) 患者等の搬送途上において、症状が悪化し、緊急に医療機関へ搬送する必要がある場合

(乗務員の要件)

第7条 患者等搬送用自動車及び患者等搬送用自動車（車椅子専用）（以下「患者等搬送用自動車等」という。）の乗務員は、満18歳以上の者で、次の各

号のいずれかに該当するものをもって充てなければならない。

- (1) 第15条第1項に規定する基礎講習を修了し、患者等搬送乗務員適任証（様式第1号。以下「適任証」という。）又は患者等搬送乗務員適任証（車椅子専用）（様式第1号の2。以下「適任証（車椅子専用）」といふ。）の交付を受けた者
- (2) 次のいずれかに該当する者で、適任証の交付を受けた者（以下「特例認定者」といふ。）
 - ア 救急救命士の資格を有する者及び消防法施行規則（昭和36年自治省令第6号）第51条に定める救急業務に関する講習課程を修了した者
 - イ 日本赤十字社の行う応急処置に関する講習を受けた当該資格の有効期間内の者で消防機関の行う適任者講習に不足する課目について消防機関の行う講習を受講し、消防長が知識及び技術を有すると認めるもの
 - ウ 消防長がア及びイに掲げる者以上の知識及び技術を有すると認めるもの（運行体制）

第8条 患者等搬送事業者は、患者等搬送用自動車1台につき2人以上の乗務員をもって業務を行うものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、乗務員を1人とすることができます。

- (1) 医師又は看護師等が同乗する場合
 - (2) 退院の場合
 - (3) 医師の指示によりあらかじめ日を特定した入院、転院又は通院の場合
 - (4) 社会福祉施設、保養施設等への送迎の場合
- 2 患者等搬送事業者は、患者等搬送用自動車（車椅子専用）1台につき1人以上の乗務員をもって業務を行うものとする。ただし、患者等が搬送中に容態が急変する可能性の高い場合については、医師等を同乗させ、又は乗務員を増員する等安全に搬送できる体制をとらなければならない。

（知識及び技術の維持向上）

第9条 患者等搬送事業者は、乗務員に患者等の安全搬送に関する知識及び技術の向上に努めさせるものとする。

- 2 患者等搬送事業者は、乗務員に対して2年に1回以上、第15条第1項に規定する患者等搬送乗務員定期講習を受講させるものとする。
（患者等搬送用自動車等の要件）

第10条 患者等搬送用自動車は、次の各号に掲げる構造及び設備を有するものとする。

- (1) 十分な緩衝装置を有するものであること。
- (2) 換気及び冷暖房の装置を有するものであること。

- (3)乗務員が業務を実施するために必要なスペースを有すること。
- (4)乗車人員は、4人以上であること。
- (5)ストレッチャー及び車椅子等を使用したまま確実に固定できる構造であること。
- (6)ストレッチャーは、患者等の固定ベルトを有すること。
- (7)携帯が可能な通信機器等連絡に必要な設備を有すること。

2 患者等搬送用自動車（車椅子専用）は、次の各号に掲げる構造及び設備を有するものとする。

- (1)十分な緩衝装置を有すること。
- (2)換気及び冷暖房の装置を有すること。
- (3)乗務員が業務を実施するために必要なスペースを有すること。
- (4)車椅子を使用したまま確実に固定できる構造であること。
- (5)車椅子の乗降を用意にするための装置を備えていること。
- (6)携帯が可能な通信機器等連絡に必要な設備を有すること。

（患者等搬送用自動車等の外観及び表示）

第11条 患者等搬送用自動車等は、サイレン又は赤色警告灯を装備するなど、救急自動車と紛らわしい外観を呈してはならない。

2 患者等搬送用自動車等の車体には、患者等搬送用自動車等である旨の表示を別表第1に定めるところにより行うものとする。

（積載資器材）

第12条 患者等搬送用自動車等には、別表第2に掲げる資器材を備えなければならない。

（消毒の実施等）

第13条 患者等搬送事業者は、患者等搬送用自動車等及び積載資器材の消毒を次に掲げるところにより行わなければならない。

- (1)定期消毒 每月1回以上
- (2)使用後消毒 每使用後
- (3)医師から消毒について特別の指示があった場合は、その指示に基づいて消毒を行るものとする。
- (4)消毒の実施要領は、別表第3に定めるとおりとする。

2 前項第1号による定期消毒を行ったときは、その旨を消毒実施記録票（様式第2号）に記入し、患者等搬送用自動車等内の見やすい場所に表示するものとする。

(衛生・安全管理)

第14条 患者等搬送事業者及び乗務員は、次に掲げるところにより衛生・完全管理に努めなければならない。

- (1) 患者等搬送用自動車等及び積載資器材は、点検整備を確実に行い、清潔の保持に努めること。
- (2) 乗務員の服装は、患者等搬送業務にふさわしいものとし、清潔の保持に努めること。
- (3) 患者等の搬送に当たっては、患者及び同乗車に対し安全ベルトを装着させる等安全搬送のための措置を講ずること。

第3章 講習及び適任者証

(講習の実施)

第15条 消防長は、乗務員に対し搬送業務に必要な知識及び技術を習得させるため、患者等搬送乗務員基礎講習（以下「基礎講習」という。）及び患者等搬送乗務員定期講習（以下「定期講習」という。）を実施するものとする。

- 2 消防長は、前項に規定する講習の実施に当たっては、実施日時、実施場所及びその他講習の実施に関する必要な事項を患者等搬送事業者に通知するものとする。
- 3 第1項の講習の実施基準等については、別表第4及び別表第5によるものとする。
- 4 講習に要する経費のうち、消防長が必要と認めるものについては、受講者の負担とすることができる。

(講習の講師)

第16条 講習の講師は、次に掲げる者のうちから消防長が指名するものとする。

- (1) 救急隊長として3年以上の実務経験を有する者で、消防長が適任と認めた者
- (2) 消防大学校の救急本科課程の修了者で、消防長が適任と認めた者
- (3) 消防学校の救急本科課程の教官として2年以上の経験を有する者で、消防長が適任と認めた者

(講習に関する事務手続)

第17条 乗務員の講習に関する事務手続は、別表第6に定めるところにより行うものとする。

(適任証の交付)

第18条 消防長は、第15条に規定する講習の受講者に対して、適任証及び

適任証（車椅子専用）を交付するものとする。

（適任証の有効期限）

第19条 適任証及び適任証（車椅子専用）（以下「適任証等」という。）の有効期間は、交付の日から2年間とする。ただし、第9条で定める定期講習を受けた者については更に2年間有効とし、それ以降も同様とする。

（適任証等の携帯）

第20条 乗務員は、適任証等を携帯して搬送業務に従事するものとする。

（適任証等の返納）

第21条 消防長は、乗務員が業務上ふさわしくない行為を行ったと認めるとときは、適任証等の返納を命ずることができる。

（定期講習）

第22条 患者等搬送事業者は、乗務員の応急手当技能を適切に管理するため、適任証等の交付を受けた乗務員に対して2年に1回以上、第15条第1項に規定する定期講習を受講させるものとする。

第4章 認定等

（認定等）

第23条 消防長は、第2章に定める指導基準に適合する患者等搬送事業者に対し、遵守義務を履行することを条件に患者等搬送に適合する事業者として認定（以下「認定」という。）するものとする。

（認定の対象）

第24条 認定の対象となる患者等搬送事業者は、道路運送法（昭和26年法律第183号）に定める次のいずれかに該当する者とする。

- (1) 一般乗用旅客自動車運送事業の許可を受けた者
- (2) 一般貸切旅客自動車運送事業の許可を受けた者
- (3) 特定旅客自動車運送事業の許可を受けた者
- (4) 自家用有償旅客運送の登録を受けた者

（認定の申請）

第25条 認定を受けようとする患者等搬送事業者は、患者等搬送事業認定（更新）申請書（様式第3号）に、患者等搬送事業者であることを証明する事業免許等の写し、乗務員名簿（様式第4号）及び患者等搬送用自動車届（様式第5号）を添えて消防長に申請するものとする。

2 消防長は、前項の申請書の提出があったときは、当該申請書の記載事項の適否を確認し、受付欄に受付印を押印し、文書収受簿に登録後に受理するものとする。

(認定の審査)

第26条 消防長は、前条の申請書を受理したときは、認定審査基準表（別表第7）により審査を行い、認定するか否かを決定し、その結果を患者等搬送事業受理簿（様式第6号）に記載しておくものとする。

(認定証等の交付)

第27条 消防長は、前条の審査により患者等搬送事業者が認定基準に適合していると認めるときは、認定事業者台帳（様式第7号）を作成するとともに認定（否認定）結果通知書（様式第8号）、認定証（様式第9号）、患者等搬送事業者認定マーク（様式第10号。以下「事業者認定マーク」）という。）及び患者等搬送用自動車認定マーク（様式第11号。以下「自動車認定マーク」）という。）を当該患者等搬送事業者に交付するものとする。

- 2 消防長は、患者等搬送事業者が認定基準に適合していないと認めるときは、認定（否認定）結果通知書を申請者に送付するものとする。
- 3 消防長は、認定証を交付したときは、患者等搬送事業者から認定証等受領書（様式第12号）を徴するものとする。

(認定証の有効期間)

第28条 認定証の有効期間は、認定を受けた日の翌日から起算して5年とする。

(認定の更新)

第29条 認定を受けた患者等搬送事業者（以下「認定事業者」という。）は、認定の有効期間の満了後も引き続き認定を受けようとするときは、当該認定の期間の満了する日の1箇月前から当該期間の満了する日までの間に更新の申請をするものとする。

- 2 更新の申請の手続は、第25条から前条までの規定を準用する。

(認定証の再交付)

第30条 認定事業者は、認定証を亡失し、滅失し、汚損し、又は破損したときは、患者等搬送事業者認定証再交付申請書（様式第13号）により、認定証の再交付を申請するものとする。

- 2 消防長は、前項の申請があったときは、記載事項を確認し、受付欄に受付印を押印後、患者等搬送事業申請受理簿に記載するとともに、申請書の内容を審査の上、認定事業者台帳を整理し、認定事業者に認定証を再交付するものとする。

(認定証の掲示等)

第31条 事業者認定マークは、患者等搬送事業所に掲示にするものとする。

- 2 自動車認定マークは、患者等搬送用自動車の後面で運転者の視野を妨げな

い見やすい位置に貼り付けるものとする。

(事業の休止等)

第32条 認定事業者は、患者等搬送事業の全部若しくは一部を休止し、又は廃止したときは、消防長に患者等搬送事業休止等届（様式第14号）により届け出るものとする。

2 消防長は、前項の届出のあったときは、受付欄に受付印を押印し、患者等搬送事業受理簿により受理後、当該届出の内容を確認し、認定事業者台帳を整理しておくものとする。

(認定の失効)

第33条 認定は、次の各号のいずれかに該当するときは、その効力を失うものとする。

- (1) 道路運送法に定める国土交通大臣による免許が取り消され、又は失効したとき。
- (2) 認定事業者が患者等搬送事業を廃止したとき。
- (3) 認定の有効期間が満了したとき。

(認定事業者の責務)

第34条 認定事業者は、認定基準を誠実に履行しなければならない。

2 認定事業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、その概要を速やかに消防長に通報し、特異事案発生報告書（様式第15号）により報告しなければならない

- (1) 患者等搬送業務中に患者等が死亡し、又は負傷したとき。
- (2) 患者等搬送業務中に患者等搬送用自動車（車椅子専用車を含む。）が交通事故等により業務に支障を生じたとき。
- (3) 患者等搬送業務中に患者等の容体に変化があり、応急処置を実施したとき、又は救急自動車を要請し、若しくは当初予定していた収容先以外の医療機関等に収容したとき。
- (4) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第12条第1項に基づく届出が必要な感染症等他の患者等に強い影響を及ぼす感染症患者を扱ったとき（事後に判明したときを含む。）。
- (5) その他患者等搬送事業に支障を及ぼす重大な事故を発生させたとき。
- (6) 消防長が特に報告を必要と認めたとき。

(認定事業者への指導等)

第35条 消防長は、認定事業者に対し、指導基準及び認定基準等の履行状況を定期的に調査するものとする。

2 消防長は、前項の調査結果から不適事項が認められたときは、指導基準に適合し、遵守義務を履行するよう指導するものとする。

(認定の取消し)

第36条 消防長は、次の各号のいずれかに該当するときは、認定を取り消すことができる。

(1) 認定事業者が第2章に定める指導基準並びに第20条及び第34条の規定を遵守しないとき。

(2) 業務の遂行に当たって、重大な事故を発生させたとき。

(3) 認定事業者としてふさわしくない行為又は重大な事故を発生させ、若しくは認定を継続することが不適当と判断されるとき。

2 消防長は、前項の取消事案を確認したときは、当該事案の調査を行い、認定取消調査書（様式第16号）に基づき審査を行い、取消しの可否を決定するものとする。

3 消防長は、前2項の規定により認定を取り消したときは、患者等搬送事業認定簿の当該事業所欄を抹消するとともに認定事業者台帳を整理し、認定取消通知書（様式第17号）により認定事業者に通知するものとする。

(認定証等の返納等)

第37条 認定事業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、認定証、事業者認定マーク及び自動車認定マーク（以下「認定証等」という。）を速やかに消防長に返納しなければならない。

(1) 道路運送法に定めるところにより、国土交通大臣の免許等が取り消され、又は失効したとき。

(2) 患者等搬送事業を廃止したとき。

(3) 認定業者としての認定を取り消されたとき。

(4) 認定の更新申請をせず、認定の有効期間が満了したとき。

(5) 認定証の再交付を受けた場合において、忘失した認定証を発見し、又は回復したとき。

2 消防長は、前項の認定証等の返納が行われないときは、認定証等返納請求書（様式第18号）により認定証等の返納を認定事業者に求めるものとする。

3 消防長は、認定証等を返納させたときは、患者等搬送用自動車等に記載されている「峠南広域行政組合消防本部認定」の表示を削除させるものとする。

(情報の提供等)

第38条 消防長は、認定事業者から診療情報の照会があったときは、保有する医療機関の診療情報を認定事業者に提供することができる。

2 消防長は、住民からの患者等搬送事業者の照会があった場合は、認定事業

者を紹介するものとする。

第5章 その他

(その他)

第39条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、消防長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成26年6月1日から施行する。